

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 9月 5 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキ カイシャ オーテック 株式会社 オーテック

住所 奈良県五條市西吉野町立川渡77-1

フリガナ  
代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク  
電話番号 0747-25-3335  
FAX番号 0747-25-3337  
メールアドレス gojo@kk-otec.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	1	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 5 日

届出者 奈良県五條市西吉野町立川渡 77-1

株式会社 オーテック  
代表取締役 橋岡高男



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ オーテック 株式会社オーテック		
住 所	奈良県五條市今井5-4-23		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ハシオカタカオ 代表取締役 橋岡高男		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表取締役	太田 たま枝	橋岡 高男	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29 年 9 月 5 日

### 申請者

氏名又は名称 株式会社オーテック

住 所 奈良県五條市西吉野町立川渡77-1

代表者 氏名 代表取締役 橋岡 高男



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良県五條市西吉野町立川渡 77番地の1  
株式会社オーテック

会社法人等番号	1500-01-015649	
商 号	<u>株式会社太田建設</u>	
	株式会社オーテック	平成 8年 4月 1日変更
本 店	<u>奈良県吉野郡西吉野村大字立川渡 77番地の1</u>	昭和 60年 5月 25日移転
	<u>奈良県五條市西吉野町立川渡 77番地の1</u>	平成 17年 9月 25日変更
		平成 17年 9月 26日修正
公告をする方法	奈良市に於て発行する奈良新聞に掲載する	
会社成立の年月日	昭和 39年 1月 6日	
目 的	1. 土木建築請負業 2. 管工事業 3. 造園工事業 4. さく井工事業 5. 土木建築の計画、測量、設計及び管理業 6. 土地建物の建設に関するコンサルタント業 7. 前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	20万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 12万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
	平成 17年 法律第 87号第 1 36条の規定により平成 18 年 5月 1日登記	
資本金の額	金 6000 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。	

奈良県五條市西吉野町立川渡 77番地の1  
株式会社オーテック

役員に関する事項	取締役 <u>太田みつえ</u>	平成23年12月 5日重任 平成23年12月 8日登記
		平成26年 8月30日辞任 平成26年 9月 3日登記
	取締役 <u>坂本和彦</u>	平成23年12月 5日重任 平成23年12月 8日登記
	取締役 <u>坂本和彦</u>	平成27年11月27日重任 平成27年12月 9日登記
	取締役 <u>橋岡高男</u>	平成23年12月 5日重任 平成23年12月 8日登記
	取締役 <u>橋岡高男</u>	平成27年11月27日重任 平成27年12月 9日登記
	取締役 <u>岸本ますみ</u>	平成23年12月 5日重任 平成23年12月 8日登記
	取締役 <u>岸本ますみ</u>	平成27年11月27日重任 平成27年12月 9日登記
	取締役 <u>尾上和央</u>	平成26年 8月30日就任 平成26年 9月 3日登記
	取締役 <u>尾上和央</u>	平成27年11月27日重任 平成27年12月 9日登記
		平成28年 9月27日辞任 平成28年10月 4日登記
	取締役 <u>太田隆好</u>	平成28年 5月21日就任 平成28年 5月26日登記

奈良県五條市西吉野町立川渡 77番地の1  
株式会社オーテック

	奈良県橿原市菖蒲町四丁目19番16号 <u>代表取締役</u> 橋岡高男	平成24年 4月 1日就任 平成24年 4月 4日登記
	奈良県橿原市菖蒲町四丁目19番16号 <u>代表取締役</u> 橋岡高男	平成27年11月27日重任 平成27年12月 9日登記
	<u>監査役</u> 谷正仁	平成23年12月 5日重任 平成23年12月 8日登記
		平成27年11月27日退任 平成27年12月 9日登記
	<u>監査役</u> 山田光二	平成27年11月27日就任 平成27年12月 9日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年12月 9日登記
支店	3 奈良県五條市今井五丁目4番23号	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 9月15日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
(奈良地方法務局管轄)

平成29年 8月21日  
奈良地方法務局五條支局  
登記官

菊池 寛之



※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
定 款  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

---

株式会社 オーテック

# 株式会社 オーテック 定 約款

## 第一 章 総 則

### 【商 号】

第 1 条 当会社は、商号を 株式会社 オーテック と称する。

### 【目 的】

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築請負業
2. 管工事業
3. 造園工事業
4. さく井工事業
5. 土木建築の計画、測量、設計及び管理業
6. 土地建物の建設に関するコンサルタント業
7. 前各号に付帯する一切の業務

### 【本店の所在地】

第 3 条 当会社は、本店を奈良県五條市に置く。

### 【公告方法】

第 4 条 当会社の公告は、奈良市において発行する 奈良新聞 に掲載する。

## 第二 章 株 式

### 【発行可能株式総数】

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、200,000 株とする。

### 【株 券】

第 6 条 当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、株券は1株券、10株券、100株券及び1,000株券、その他の株式数を表示する株券を発行することができる。  
但し、株式につき株券の所持を欲しない旨当会社に申し出があるときは、株券を発行しない。

### 【株式の譲渡制限】

第 7 条 当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

【株主名簿記載事項の記載の請求】

第 8 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、

当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

【相続人等に対する売渡しの請求】

第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。



【質権の登録】

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2. 登録の抹消についても同様とする。

【基準日】

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、一定日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることとする。ただし、この場合には、その一定日の 2 週間前までに公告するものとする。

【届出】

第 12 条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

【株式の割当を受ける権利等の決定】

第 13 条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

### 第三章 株主総会

#### 【招 集】

第 14 条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### 【招集及び議長】

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長たる取締役が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては社長たる取締役が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
3. 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を有する各株主に対して、その通知を発することを要する。
4. 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことができる。

#### 【決議の方法】

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

#### 【議決権の代理行使】

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### 【株主総会の決議の省略】

第 18 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、当該事項について議決権を行使することができる株主の全員が書面により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議あったものとみなす。

#### 【株主総会への報告の省略】

第 19 条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

【議事録】

第 20 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

第四 章 取締役、取締役会及び監査役

【取締役会の設置】

第 21 条 当会社には、取締役会を置く。



【取締役の員数】

第 22 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。

【取締役の選任】

第 23 条 取締役は、株主総会によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【取締役の任期】

第 24 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により又は補欠とし選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

【社長及び代表取締役】

第 25 条 取締役会での決議によって、取締役の中から、代表取締役 1 名を選定する。

2. 代表取締役をもって当会社の社長とする。
3. 社長は会社の業務を執行し、会社を代表する。

【取締役会の招集及び議長】

第 26 条 取締役会は、社長が招集し、議長となる。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序より、他の取締役が招集し、議長となる。
3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日 3 日前までに発するものとする。ただし取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

【取締役会の決議の方法】

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 【取締役会の決議の省略】

第 28 条 取締役会の決議の目的である事項について、取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に加わることができる取締役の全員が、書面により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

### 【取締役会の議事録】

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。



### 【取締役の報酬等】

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益は、株式総会の決議によって定める。

### 【監査役の設置及び員数】

第 31 条 当会社には、監査役を置くものとし、その員数は 1 名とする。

### 【監査役の監査の範囲の限定】

第 32 条 監査役は会計に関するものに限り監査を行う。

### 【監査役の選任】

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 【監査役の任期】

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 【監査役の報酬等】

第 35 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第五章 計 算

### 【事業年度】

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで年 1 期とする。

【剩余金の配当】

第 37 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第六章 附 則

【規定外条項】

第 38 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社会法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。

2017年9月4日

この定款は原本と相違ありません。

東京都五條市西吉野町立川渡77-1

株式会社オーフラフ

代表取締役 森岡高男

